

登米市地域福祉計画（第4期）（案）に対する意見の概要及び意見に対する考え方について

No.	関連項目・ページ	意見の概要	意見に対する考え方（現状の取組等）
1	全体	<p>市が本計画の趣旨として、地域共生社会の実現や包括的な支援体制の整備を掲げられたことは、大変意義深いものと感じます。制度や仕組みを整えることは重要ですが、同時に、地域に暮らす私たち一人ひとりのつながりをどう再生していくかが問われていると感じました。私が子どもの頃は、隣近所の顔が見え、自然と助け合う関係がありました。しかし今は、隣で何かあっても気づきにくいほど関係が希薄になっています。PTAが終わると地域との接点がなくなる現状もあります。計画の理念が形だけでなく、世代を超えて気軽に関われる具体的な仕組みとして実行され、かつてのような温かい地域のつながりが再び育まれることを期待します。</p>	<p>ご指摘のとおり、地域共生社会の実現には、制度や仕組みの整備だけでなく、住民一人一人が「顔の見える関係」を再構築していくことが不可欠です。PTA活動終了後の地域との接点の減少や、近隣関係の希薄化といった課題は、本市においても非常に重要なテーマであると認識しております。市民の皆様と共に、誰もが安心して暮らし、温かい地域のつながりが育まれることに努めてまいります。</p>
2	P29 再犯防止	<p>再犯防止推進計画について、地域福祉計画に包含していただきましてありがとうございます。恐れ入りますが、再犯防止推進計画の中に＜趣旨・目的＞及び＜計画の位置付け＞を盛り込んでいただきたく御検討願います。</p> <p>＜趣旨・目的＞ 例：再犯の防止等の推進に関する法律において地域の実情に応じた再犯防止施策を講じることが地方公共団体の責務として明記されたこと、地方計画策定の背景や、計画を策定することで犯罪をした者等の社会復帰支援を促進し、安全・安心な地域社会づくりに寄与することなどと記載</p> <p>＜計画の位置付け＞ 例：「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に定める計画などと記載 ※再犯防止推進法に基づいて策定している旨の記載がないと、再犯防止推進計画として認識されないおそれもあるため、同計画に明記をお願いしているところです。</p>	<p>本計画（第4期登米市地域福祉計画）は、犯罪をした方等の円滑な社会復帰を支援し、再犯を防止することで、市民が安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に基づく「地方再犯防止推進計画」として位置づけるものです。</p> <p>ご指摘を踏まえ、計画の冒頭または当該項目において、本計画の趣旨・目的、および同法に基づく計画である旨を明記するよう、記載内容を調整いたします。</p>
3	P7 高齢者福祉の状況	<p>（4行目） ・「…高齢者人口は増加を続けており…」としています。対してP5（4行目）では「…令和7年度以降は減少に転じる見込みです」と分析しています。両者の解釈の整合性を図るべきだと思います。</p> <p>（12行目） ・「…令和6年度末は20.3%とわずかに減少しています」としておりますが、5年間に6人減少で、その率はマイナス0.3%であれば、ほぼ横ばいといえるのではないのでしょうか。</p>	<p>・P5にある減少に転じる見込みとは高齢者の人口数、P7では高齢化率を意味しております。高齢者の人口数は今後減少見込みですが、出生数が減少しているため若年層が減少することから高齢化率が増加する見込みとなっております。</p> <p>・ご指摘のとおりほぼ横ばいともいえますが、減少している事実から原文のままいたします。</p>
4	P8 障がい者（児）福祉の状況	<p>・障がい者福祉というタイトルながら、「手帳所持者の状況」といった流れになっている気がします。タイトルに沿った分析がほしいです。（7行目）</p> <p>・「手帳交付者は増加しており…」としていますが、この部分については「身体障害者手帳を除き」の条件が必要だと思います。（8行目）</p> <p>・「令和元年に5.89%でしたが、令和6年には6.29%まで…」とあります。5年間で0.4%の上昇について、「まで上昇」という表現は過大すぎる気がします。しかも伸び続けているのではなく、令和5年から減少しています。</p>	<p>・本計画における「障がい者（児）福祉の状況」の記載については、客観的な実態を把握するための基礎資料として、客観的な数値である「障害者手帳の所持者数」を中心に現状の推移を掲載いたしました。</p> <p>・ご指摘のとおり身体障害者手帳については交付数が減少しているため記載内容を調整いたします。</p> <p>・ご指摘のとおり、令和5年から令和6年にかけては減少に転じているため、「まで上昇」という表現は誤解を招く可能性があるため記載内容を調整いたします。</p>
5	P9 児童福祉の状況	<p>（3行目） ・「…子供の数の合計」とありますが、漢字表記はここだけで、ほかはすべて「子ども」となっています。</p> <p>・また、「子供の数の平均」なのであれば、「子どもの人数の平均とした方が平易だと思います。</p>	<p>ご指摘のとおり「子ども」表記が一般的でありますので、記載内容を調整いたします。</p>
6	P10 健康づくりの状況	<p>（下から3行目） ・「…『「協働による健康なまちづくり・食育の推進』、『自然に健康になれる環境づくり』、『次世代につなげる「豊かな食』…『「健康寿命」の延伸』に向けて…」とありますが、「』と『』の使い方が逆ではないのでしょうか。</p>	<p>二重かぎカッコの中にかぎカッコを入れることでキーワードを強調しています。</p>

登米市地域福祉計画（第4期）（案）に対する意見の概要及び意見に対する考え方について

No.	関連項目・ページ	意見の概要	意見に対する考え方（現状の取組等）
7	P11 その他の福祉の状況	<p>（5行目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「…至っていない方…」とありますが、丁寧すぎるので平易な表現の「人」でいいと思います。これについては各ページにあります。 	<p>地域福祉計画は、支援を必要とする市民や、困難な状況にある方々に寄り添うための指針でありますので、一人一人の人格を尊重し、敬意を表すために、より丁寧な『方』という表現を選択しています。</p>
8	P12 成年後見制度の利用状況	<p>（1行目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文章冒頭の「また」は不要だと思います。 <p>（3行目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「こうしたなか」とありますが、「こうした中」と漢字表記にすべきと思います。ちなみにP1、5、7、17、18、25、27、28、33では漢字が使われており、P27、31、42ではひらがな表記です。（図13） ・「際する」は「際して」でしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘のとおり不要でありますので記載内容を調整いたします。 ・ご指摘のとおり記載内容を調整いたします。 ・「際して」でありますので、記載内容を調整いたします。
9	P13 再犯防止の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2章 現状と課題」の中の「1 現状」「（3）地域福祉を取り巻く状況」の「その他の福祉の状況」として「再犯防止の状況」が突然現れてきますが、どうにも違和感があります。 ・そもそも再犯防止はその他の福祉に属する立ち位置にあったのでしょうか ・再犯防止法に基づき市町村においても再犯防止推進計画の策定が努力義務化されました。保健福祉のサービスを認識できない生活が犯罪に直結することのないような仕組みづくりなど、地域住民の最も身近な基礎自治体としての方向性や対策を、登米市としては、まずは再犯防止推進計画の中に取り組んでいることを前段で説明しておく必要があるのではないのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画に「再犯防止の状況」を掲載しているのは、犯罪をした方等が社会から孤立することなく、地域社会の一員として円滑に復帰できるよう、福祉的な側面からの支援が極めて重要であると考えているためです。 ・罪を犯した背景には、高齢や障害、生活困窮といった福祉的な課題を抱えているケースも多く、これらを地域全体で支えることは「地域共生社会」の実現に不可欠な要素です。 ・また、国が定める「再犯防止推進法」においても、地方自治体は地域の実情に応じた施策を講じるよう求められており、本市では地域福祉の根幹をなす本計画の中に位置づけ、一体的に取り組むこととしております。 ・再犯防止施策の区分について従来、再犯防止は司法・警察の分野と捉えられてきましたが、近年では高齢や障害等の福祉的課題が背景にあるケースが多く、福祉的な支援（居場所や仕事、介護サービスの提供など）が再犯を抑制するうえで必要となります。 ・このため、国においても地域福祉の中で再犯防止を推進する方針を示しており、本市においても、誰もが孤立せず地域で再出発できる仕組みを整えるため、地域福祉計画のなかで「その他の福祉の状況」として位置づけ、一体的に取り組むこととしております。 ・地域福祉の基本指針を示す本計画において、孤立や困窮が犯罪に直結しないための『福祉的な視点による支援体制の方向性』を明記することで、再犯防止推進計画としての役割を担うことといたします。
10	P13 再犯防止の状況	<p>（2行目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「犯罪に及んだ者…」とあります。前段でも触れたように、P11をはじめとする各ページでは「方」表記までしており、このような差別化をすることなく「人」でいいと思います。 ・ちなみに、法務省は令和6年から刑務所などに収容されているすべての人に対し、名字に「さん」をつけて呼ぶような運用に切り替えをしています。 	<p>ご指摘のとおり、特定の項目においてのみ「者」や「人」といった表現を用いることは、他の福祉対象者との間に不必要な差別化を感じさせる懸念がございます。本計画は、罪を犯した方も含め、地域社会の一員として共に支え合う「地域共生社会」を目指すものであることから、ご意見を踏まえ、表現の一貫性について精査いたします。</p>

登米市地域福祉計画（第4期）（案）に対する意見の概要及び意見に対する考え方について

No.	関連項目・ページ	意見の概要	意見に対する考え方（現状の取組等）
11	P15 第3期計画の評価	（「基本目標・方向性」・3行目） ・「…醸成を図とともに」⇒「図る」 （基本目標・障がい者プラン・下から2行目など） ・「実施箇所数」⇒「個所数」 （「評価」） ・文頭1文字空けなければ読点は不要で、読点を入れるのであれば、文頭は1文字空けるべきだと思います。「方向性」「具体的取組」のように。	・ご指摘のとおり「図る」となりますので、記載内容を調整いたします。 ・施設数を強調する意味合いで「箇所数」を用いておりますが「か所数」が適切であり、記載内容を調整いたします。 ・ご指摘のとおり文頭を空ける等、記載内容を調整いたします。
12	P16 第3期計画の評価	（子ども・子育て支援事業計画） ・「実施箇所」⇒「実施個所」 ・「11箇所」⇒「11か所」 ・「公立5箇所」⇒「5か所」 ・「私立7箇所」⇒「7か所」 ・「箇所」は使わず「個所」「か所」の使い分けが一般だと思います。	・ご指摘のとおり、「か所」で統一するよう記載内容を調整いたします。
13	P17 基本目標	（介護予防普及啓発事業） ・「目標値は下回りましたが、」⇒「目標値は実施回数・参加者数とも下回りましたが、」	・ご指摘のとおり、どの指標が下回ったのかを具体的に明記することで記載内容を調整いたします。

登米市地域福祉計画（第4期）（案）に対する意見の概要及び意見に対する考え方について

No.	関連項目・ページ	意見の概要	意見に対する考え方（現状の取組等）
14	P18 基本目標	（ファミリー・サポート・センター事業） ・評価に「利用会員」とありますが、「利用者」を指すのでしょうか	・本計画における「利用会員」とは、ファミリー・サポート・センター事業において、育児の援助を受けたい「利用者」のことを指します。
15	P22 基本目標	（元気とめ食育21計画・検証） ・「声がけ」と「声掛け」が混在しています。漢字表記でいいと思います。	・ご指摘のとおり、記載内容を調整いたします。
16	P25 アンケート調査	（（1）子どもの貧困6・9・12行目） ・「…おります」とここのだけ丁寧な言い回しになっていますが、平易な表現で統一すべきだと思います。	・ご指摘のとおり、記載内容を調整いたします。
17	P29 その他の福祉	（再犯防止） ・「再犯防止」が突然現れてきます。 ・「4 地域福祉の課題」の中の「（1）～課題として捉えている事項」の「⑤その他の福祉」の1つに「再犯防止計画」を掲げていますが、再犯の前に「犯罪・非行防止」や「明るい地域社会」「安心安全な生活」などの視点があって初めて再犯防止へと展開していくのだと思います。 ・そうした起承転結あってこそいろいろな取り組みが生きてくるのではないのでしょうか。 ・生まれながらにして犯罪者である人はいないはずですし、犯罪者の中には、行政で行っているさまざまな事業を理解できなかったり、触れる機会が少ないために、そのサービスの網に救われることなく、やむにやまれる欲求に負けて犯罪に至るケースも多いと言われます。 ・また犯罪はいわば病気であり、自ら治癒できることは難しく、医者や薬のような手助けとなるものがあってこそしっかり治すことができると考えられます。 ・その点、情報共有や連携、体制づくりが必要だとしていますが、その結果として、再犯防止につながる効果がどう見えてくるのか、登米市としてどのような対策に着手するのか、分かりやすく示してほしいと思います。	ご指摘のとおり、再犯防止は単独で存在する課題ではなく、「誰もが安全で安心して暮らせる地域社会」という土台があって初めて成立するものです。 罪を犯した背景に、社会的な孤立や福祉制度の網から漏れてしまった状況があるという認識は、本市も深く共有しております。本計画において再犯防止を地域福祉の中に位置づけているのは、「地域における生活支援」や「福祉のつながり」によって、その方の再出発を支えることが、結果として地域の安全・安心に直結すると考えているためです。今後、再犯防止の取り組みが「一部の人のための対策」ではなく、「誰もが取り残されない、質の高い地域福祉の実現」に資するものであることを、市民の皆様に分かりやすく発信してまいります。
18	P36・P37 基本方針①・基本方針③	（1行目） ・「一人一人…」となっていますが、P34の「基本目標④」では「一人ひとり…」ですので統一すべきだと思います。	ご指摘のとおり、漢字表記で統一いたします。
19	P37 基本方針②	（1～2行目） ・「…活動に参加したことがない…」⇒「…活動経験が少ない…」 ・「…参加を急に促すこと…」⇒「…興味や関心を持ってもらうこと…」など、表現をストレートでない方向にした方がいいと思います。	ご指摘いただいた箇所については、現在の地域福祉における課題を客観的な事実として明確に示す必要があるため、現在の表記を採用しております。現状を「参加したことがない」とストレートに表現することで、未参加層へのアプローチという課題の緊急性を共有する意図がございます。

登米市地域福祉計画（第4期）（案）に対する意見の概要及び意見に対する考え方について

No.	関連項目・ページ	意見の概要	意見に対する考え方（現状の取組等）
20	P39 基本方針②	<p>（6行目）</p> <ul style="list-style-type: none"> 「…世帯に子どもがいる場合には」⇒「…子どもがいる世帯には」の方が平易だと思います。 	<p>ご指摘のとおり、記載内容を調整いたします。</p>
21	P39 基本方針②	<p>（8行目）</p> <ul style="list-style-type: none"> 「…緩やかな増加傾向…」となっていますが、P11の図10を見ると、生活保護世帯の数は令和5年度まで減少傾向にあったものの、翌6年度には増加に転じたように見えます。 	<p>単年度の増減のみを判断材料とするのではなく、近年の申請件数の推移など、中長期的な視点から今後の推移を予測した分析として記載しております。</p>
22	P42 地域福祉を支える関係団体・機関との連携	<p>（2行目、13行目）</p> <ul style="list-style-type: none"> 「…連携は必要不可欠です」、「…連携をより強化し、」とありますが、連携することによって何が生まれ、何に期待するのか、連携の先に見えてくるものがほしいと思いました。 	<p>連携自体が目的ではなく、連携の先にある「市民一人ひとりの生活の質の向上」こそが重要であると認識しており、「制度の狭間の解消」や「早期発見・早期対応の実現」、「支援の連続性（切れ目のなさ）の確保」に期待しております。</p>
23	P43 計画の周知	<p>（1行目）</p> <ul style="list-style-type: none"> 「市広報誌」⇒「市広報紙」 	<p>ご指摘のとおり、記載内容を調整いたします。</p>
24	P36 基本方針①	<p>計画案では「支え合いの地域づくり」が掲げられていますが、町内会の現場では高齢者の単身世帯増加、若い世代の地域参加の減少、担い手不足が深刻化しています。市として民生委員、町内会、学校、社協が連携する「地域見守り体制」の明確化及び町内会活動への支援（広報物作成、デジタル支援、活動費補助）を計画に具体的に位置付けていただきたいと考えています。</p>	<p>本計画は、地域福祉の全体的な方向性を示す指針であるため、ご提案いただいた「地域見守り体制」の明確化や「町内会への具体的な事務・財政支援」につきましては、各分野の個別計画や、実施計画において具体的な内容を検討してまいります。</p>
25	その他	<p>町内会は災害時の初動において重要な役割を担います。しかし、現状では地域差が大きく、担い手の高齢化も進んでいます。計画の中に「地域防災と福祉の連携（福祉避難所、要支援者名簿の活用、訓練支援）」をより具体的に盛り込むことを要望します。名簿扱いは個人情報保護の観点等で難しさがありますが、DX時代に合わせた方法を検討いただきたくお願いします。</p>	<p>災害時における町内会の重要性や、福祉との連携の必要性については、市としても強く認識しております。</p> <p>ご提案いただいた「福祉避難所の運用」や「避難行動要支援者名簿の活用」、「訓練への支援」などの具体的な実施方法や手順については、「登米市地域防災計画」及び「登米市避難行動要支援者支援マニュアル」において詳細を定めております。</p> <p>名簿の取り扱いやデジタル活用を含めた具体的な運用については、同マニュアルに基づき、地域の実情に合わせて検討・周知を図ってまいりますので、そちらをご参照いただければと存じます。</p>

登米市地域福祉計画（第4期）（案）に対する意見の概要及び意見に対する考え方について

No.	関連項目・ページ	意見の概要	意見に対する考え方（現状の取組等）
26	P11 生活困窮者等支援の状況	資料にある実態調査からも、複合的な困難を抱える世帯がふえていることが分かり、町内会では把握しきれない世帯もあり、地域だけでは対応が難しいケースが増えています。市としてアウトリーチ型支援の拡充、相談窓口の一本化（ワンストップ化）、支援につなぐための情報共有の仕組みを計画に明確に盛り込むことを要望します。	本計画は、地域福祉の基本的な方向性を定める「指針」としての役割を担っているため、ご提案いただいた「アウトリーチ型支援の拡充」や「相談窓口のワンストップ化」といった具体的な施策内容や運用体制については、重層的支援体制整備事業等の個別計画において、実効性の高い仕組みづくりを検討してまいります。 今後も、地域で抱え込みすぎることのないよう、専門的な支援体制の整備に努めてまいります。
27	P27 子ども・子育て支援事業計画	計画に子どもの生活実態調査の結果を踏まえ、子供の居場所づくり、学習支援、ヤングケアラー支援など、より具体的な施策を明記していただきたいです。	子どもの生活実態調査から明らかになった課題への対応や、子どもの居場所づくり、ヤングケアラー支援などは、次代を担う子どもたちが安心して成長できる環境を整える上で、非常に重要な施策であると認識しております。 本計画は、地域福祉全体の方向性を示す「指針」としての役割を担っているため、各施策の実施計画において、具体的な内容を検討してまいります。 今後も、部署間の連携を強化し、子どもたちへの支援体制の充実に努めてまいります。
28	P31 人口減少に伴う地域福祉活動の担い手不足に関する課題	福祉サービスの充実には人材確保が不可欠です。町内会は地域福祉の最前線ですが、役員の高齢化・負担増が課題です。市として町内会運営のデジタル化支援（回覧の電子化など）、若い世代が参加しやすい仕組みづくり、地域活動担い手育成講座など、持続可能な地域運営への支援を計画に盛り込むことを要望します。	地域福祉の最前線を担う町内会等の役員の高齢化や負担増は、本市においても喫緊の課題であると認識しております。 本計画は、地域福祉を推進するための基本的な方向性を示す「指針」としての役割を担っているため、ご提案いただいた「町内会運営のデジタル化支援（回覧の電子化等）」や「若い世代の参加促進」、「担い手育成講座の実施」といった具体的な施策内容については、所管する部署に情報提供させていただき、各分野の個別計画や実施計画において検討してまいります。 今後も、地域活動の負担軽減と持続可能な体制づくりに向け、関係部局・機関と連携して取り組んでまいります。
29	P43 計画の進行管理と評価・点検	計画の進行状況を市民が確認できるよう、毎年の進捗を見える化する仕組み（指標・評価の公開）を導入していただきたいと考えます。 例として、地域サロン参加率、ボランティア登録者数、生活困窮相談件数と解決率、高齢者見守り体制カバー率	本計画を実効性のあるものにし、市民の皆様とともに地域福祉を推進するためには、進捗状況を分かりやすく「見える化」することは極めて重要であると認識しております。 ご提案いただいた「地域サロン参加率」や「ボランティア登録者数」などの具体的な指標は、地域のつながりや活動の活性化を測る上で非常に有効な視点です。現在、本計画と連携する「高齢者福祉計画」や「子ども・子育て支援事業計画」などの各分野別計画において、それぞれ成果指標を設定し、定期的な評価・点検を行っております。 今後は、市ホームページや広報紙を活用して、より視認性の高い情報発信の仕組みを検討し、市民の皆様が全体像を把握しやすくなるよう努めてまいります。
30	P33 基本理念	福祉政策は理念だけでは実行できません。施策ごとの概算事業費、既存事業の再編・統合による財源抽出の考え方を示すことで、計画の実行性が高まると考えます。「何を優先し、何を見直すのか」という選択の説明をすることで市民の納得につながると考えています。	ご指摘のとおり、計画の実行性には財政的な視点が不可欠です。 各施策の推進にあたっては、毎年度の予算編成において具体的な事業費を算出するとともに、既存事業の成果を検証し、効果の薄い事業の再編・統合を進めることで必要な財源の確保を行い、市民の皆様のご理解を得られるような計画運用に努めてまいります。
31	その他	登米市は地域ごとに人口構成や課題が異なると思います。全市一律の施策だけでなく、高齢化率が高い地区での生活支援体制強化、移動弱者対策、若年層流出地域での子育て支援強化など、地域特性に応じた重点施策の明示が必要と考えます。	本市は9つの町が合併して誕生した背景があり、各地域で人口構成や直面している課題が異なることは、市としても十分に認識しております。地域特性に応じたきめ細やかな施策の展開は、持続可能なまちづくりに欠かせない視点であると考えております。 本計画は、市内全域を網羅する地域福祉推進の基本的な方向性を示す「指針」としての役割を担っているため、ご指摘いただいた「高齢化率の高い地区での生活支援」や「移動弱者対策（地域交通）」、「若年層流出地域での子育て支援」といった具体的な施策については、各分野の個別計画や実施計画において検討してまいります。 今後も、地域ごとの課題や要望を的確に把握し、実効性のある施策の展開に努めてまいります。

登米市地域福祉計画（第4期）（案）に対する意見の概要及び意見に対する考え方について

No.	関連項目・ページ	意見の概要	意見に対する考え方（現状の取組等）
32	その他	市民アンケートの定期実施、地域別意見交換会、オンライン意見募集など、継続的な市民参加の仕組みを制度として位置付けることを提案します。	地域福祉の推進において、市民の皆様の声を継続的に反映させる仕組みづくりは、計画の実効性を高めるために極めて重要であると認識しております。 本計画は、地域福祉推進に向けた基本的な方向性を定める「指針」としての役割を担っているため、ご提案いただいた「定期的なアンケートの実施」や「オンラインを活用した意見募集」、「地域別の意見交換会」といった具体的な市民参加の手法や制度化については、今後の事務事業の実施計画や、個別施策の中で、より効果的・継続的な手法を検討してまいります。 今後も、多様な手段を通じて市民の皆様の声を伺いながら、共に進める地域福祉の実現に努めてまいります。
33	P27・P31 分野別計画において課題として捉えている事項・人口減少に伴う地域福祉活動の担い手不足に関する課題	いろいろな世代に対応するには知識や育成も大事です。AIではできない、人と人のつながりなので、人員の不足などはないのでしょうか。計画の評価は分野別で実績が記載されとも見やすかったです。	人員不足の現状につきまして、市としても、福祉現場における担い手不足は深刻な課題であると重く受け止めております。ご指摘のとおり、地域福祉は「人と人のつながり」が根幹であり、AIでは代替できない対人支援の質を維持するためには、十分な人員の確保が不可欠です。今後も、現場を支える人材が安心して働ける環境づくりと、持続可能な体制整備に努めてまいります。
34	その他	2026年度から高校の授業料が実質無償化になるようだが、授業料以外の負担金、公立と私立の支援額の差、国の支援がなくなったときのために、登米市独自の支援金制度の計画等はあるのでしょうか。また、給食費、予防接種等も無償化する計画はありますか（子育て中の保護者から多く意見があった）。本当に生活困窮している方に生活保護受給をお願いします（餓死で亡くなった就労者より良い生活をしているという話を耳にするため）。少子高齢化の今、高齢者の方に地域活動のリーダーとして頑張っていただくことにより、同世代・担い手・地域の活性化・地域見守り等につながらないでしょうか（自助・互助・共助・公助）	教育、生活困窮者支援、そして高齢者の活躍という、地域福祉を支える重要な3点についてお答えいたします。 1. 教育・子育て支援の無償化について 高校授業料の実質無償化に伴う授業料以外の負担や、給食費、予防接種の無償化については、多くの子育て世帯からご要望をいただいている重要な課題と認識しております。本計画は地域福祉全体の方向性を示す「指針」であるため、具体的な施策については、各分野の個別計画や実施計画において検討してまいります。 2. 生活保護受給と困窮者支援について 生活保護制度は、憲法第25条の理念に基づき、真に困窮する方が健康で文化的な最低限度の生活を送れるよう保障する重要な制度です。市としては、制度を必要とする方が適切に受給できるよう、アウトリーチ（出向く支援）の強化や、就労支援・家計改善支援などを通じた自立促進の取り組みを具体的に検討してまいります。 3. 高齢者の地域活動におけるリーダーとしての活躍について ご指摘のとおり、高齢者の方々が知識や経験を活かし、地域活動の担い手やリーダーとして活躍いただくことは、地域の活性化や見守り体制の強化、ひいては世代間の交流を深める上で極めて重要です。この「自助・互助・共助・公助」の連携強化については、本計画の主要な柱として位置づけており、具体的な活動支援や担い手育成の仕組みについては、各分野の個別計画や実施計画において検討してまいります。
35	P27 地域福祉の課題	移動困難を抱える市民への支援を計画に明確に位置づけてください。ここでいう移動困難とは、身体的な理由だけでなく、免許を持ってない・公共交通が利用できないといった社会的・環境的な理由も含みます。支援対象を高齢者や障害者にとどめず、中高生を含む「子ども・若者」も明示的に含めてください。自力で移動できないことによる社会参加の機会損失は、福祉的支援の対象として認識されるべきです。	身体的理由のみならず、移手段の確保が困難であるために社会参加の機会が損なわれることは、地域福祉における重要な課題であると認識しております。特に子ども・若者世代の移動困難についても、生活の質を左右する切実な問題であると捉えております。 本計画は、地域福祉推進の基本的な方向性を示す「指針」としての役割を担っているため、ご提案いただいた「中高生等を含む具体的な移動支援」や「交通環境の整備」といった具体的な施策については、各分野の個別計画や実施計画において検討してまいります。 今後も、世代を問わず誰もが社会とのつながりを持ち続けられる地域づくりに向け、取り組みを推進してまいります。
36	P27 地域福祉の課題	中高生の通学送迎を担う保護者が、就労や生活にどのような影響（時間貧困）を受けているか、福祉部門が主体となって実態を把握してください。送迎負担を個人の問題とせず、仕事と子育ての両立を妨げる福祉課題として公式に認識するようお願いいたします。	中高生等の通学送迎が保護者の就労や生活時間に与える影響については、仕事と子育ての両立を阻む重要な課題であると認識しております。個人の負担として見過ごすのではなく、社会全体で支えるべき課題であるというご意見は大変重要です。 本計画は、地域福祉の基本的な方向性を示す「指針」としての役割を担っているため、ご要望いただいた送迎負担の実態把握については、所管する部署に情報提供させていただきます。今後も、子育て世代が安心して働き、生活できる環境づくりに向けて取り組んでまいります。

登米市地域福祉計画（第4期）（案）に対する意見の概要及び意見に対する考え方について

No.	関連項目・ページ	意見の概要	意見に対する考え方（現状の取組等）
37	P27 地域福祉の課題	<p>社会福祉法第6条第2項の趣旨に基づき、中高生の移動課題解決に向けて、教育委員会や交通担当部署等との連携を本計画に明記してください。さらに、全国の先進事例に倣い、福祉・子育て支援の観点から地域交通を支えるための財政的関与（福祉予算等の活用）についてもご検討ください。</p>	<p>中高生等を含む市民の移動課題の解決に向け、教育委員会や交通担当部署等の関係機関と連携を図ることは、地域福祉の増進を図る上で極めて重要であると認識しております。</p> <p>本計画は、地域福祉推進の基本的な方向性を定める「指針」としての役割を担っているため、ご提案いただいた「部局間の具体的な連携体制の構築」や、福祉的視点を取り入れた「地域交通への財政的支援の在り方」については、各分野の個別計画や実施計画において、検討してまいります。今後も、法の趣旨に基づき、誰もが安心して移動し、社会参加できる体制づくりに向け、全庁的な連携に努めてまいります。</p>